

別添No.

原文

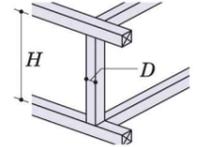
訂正文

(c) 柱の小径 柱は、その柱にかかる力の大きさに応じて、必要な太さがなければならない。そのため、柱の長さ(H:はり・けた・土台番号2などの横架材相互間の垂直距離)に応じた柱の径(D:小径)の割合については、表3に示す数値が定められている(令43条1項)。

なお、地上3階建木造建築物の1階の柱の径は、原則として、13.5 cm 以上としなければならない(令43条2項)。また、2階建以上の場

削除

表3 柱の小径の柱の長さに対する比 $\left(\frac{D}{H}\right)$



		柱の間隔が10m以上の柱 または学校など ¹⁾ の柱		左以外の柱	
		最上階の柱または 平家の柱	その他の柱	最上階の柱または 平家の柱	その他の柱
①	土蔵造などの壁が重い建築物	$\frac{1}{22}$ 以上	$\frac{1}{20}$ 以上	$\frac{1}{25}$ 以上	$\frac{1}{22}$ 以上
②	①以外で屋根を金属板・石板・木板などの軽い材料でふいた建築物	$\frac{1}{30}$ 以上	$\frac{1}{25}$ 以上	$\frac{1}{33}$ 以上	$\frac{1}{30}$ 以上
③	①, ②以外の建築物(たとえば日本瓦ぶきなど、重い屋根建築物)	$\frac{1}{25}$ 以上	$\frac{1}{22}$ 以上	$\frac{1}{30}$ 以上	$\frac{1}{28}$ 以上

注. 1) 学校, 保育所, 劇場, 映画館, 演芸場, 観覧場, 公会堂, 集会場, 物品販売業の店舗(床面積が10 m²を超えるもの), 公衆浴場。

(c) 柱の小径 柱は、その柱にかかる力の大きさに応じて、必要な太さがなければならない。そのため、柱の長さ(L:はり・桁・土台など番号2の横架材相互間の垂直距離)に応じた柱の径(d_e :小径)の割合については、建築物の実況に応じて以下に示す国土交通大臣の定める割合^①以上のものでなければならない(令43条1項)。

●大臣が定める割合
$$\frac{d_e}{l} = 0.027 + 22.5 \times \frac{W_d}{l^2} \quad (1)$$

d_e : 柱の小径[mm]
 l : 横架材の相互間の垂直距離[mm]
 W_d : その階が負担する単位面積あたりの固定荷重と積載荷重の和[N/m²]

なお、地上3階建木造建築物の1階の柱の径は、原則として、13.5 cm 以上としなければならない(令43条2項)。また、2階建以上の場合には、隅柱またはこれに準じる重要な柱は、原則として通し柱としなければならない(見返し6)番号49(令43条5項)。

そのほか、柱の一部を欠き取る場合の補強の規定(令43条4項)、座屈防止のための有効細長比^②の規定^③などがある(令43条6項)。

p.62 より移動

① 平成12年建設省告示1349号

② 座屈長さと断面二次半径の比。
③ 150以下とする。

p.62 より移動

別添No.	原 文	訂 正 文																											
3	<p>② 筋かい端部は、柱とはりや土台との仕口の近くに、ボルト・かすがい・くぎなどの金物で緊結しなければならない。</p> <p>③ 筋かいには欠込みをしてはならない。ただし、筋かいをたすき掛けにするために欠込みをする場合には、金物などで補強しなければならない。</p> <p>(f) 構造耐力上必要な軸組 建築物に作用する地震力と風圧力は、それぞれ次のように考えることができる。</p> <p>地震力—建築物の重量によるため、床面積にほぼ比例する。</p> <p>風圧力—建築物の風を受ける面積(見付面積^①)にほぼ比例する。</p> <p>そのため、階数が2以上または延べ面積が50m²を超える木造建築物では、地震力や風圧力に対して安全であるように、各階の張り間方向およびけた行方向のそれぞれについて、壁または筋かいを入れた軸組を設け、その長さを床面積と見付面積に応じて、次の順序で算出する数値以上とするよう規定されている(令46条1項, 4項)。</p> <p>① 次式によって地震力に対する各階の必要軸組長さを求める(張り間方向とけた行方向ともに同じ値となる。つまり、階ごとに一つの数値が求められる)。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>●必要軸組長さ^② = (その階の床面積) × (その階に応じた表4の数値) (1)</p> </div> <p style="text-align: center;">表4 単位床面積あたりに必要な軸組長さ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">建築物</th> <th colspan="6">階の床面積にかける数値 [cm/m²]</th> </tr> <tr> <th>平家建</th> <th>2階建の1階</th> <th>2階建の2階</th> <th>3階建の1階</th> <th>3階建の2階</th> <th>3階建の3階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 土蔵造などの重い壁のある建築物および重い材料で屋根をふいた建築物</td> <td>15</td> <td>33</td> <td>21</td> <td>50</td> <td>39</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>② ①以外で、屋根を金属板・石板・木板などの軽い材料でふいた建築物</td> <td>11</td> <td>29</td> <td>15</td> <td>46</td> <td>34</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p>注. 特定行政庁(p.162)が指定する軟弱地盤地域では1.5倍する。</p> <p>② 次式によって風圧力に対する各階の必要軸組長さを、張り間方向とけた行方向のそれぞれについて求める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>●必要軸組長さ = (その階の見付面積) × (区域に応じた表5の数値) (2)</p> </div>	建築物	階の床面積にかける数値 [cm/m ²]						平家建	2階建の1階	2階建の2階	3階建の1階	3階建の2階	3階建の3階	① 土蔵造などの重い壁のある建築物および重い材料で屋根をふいた建築物	15	33	21	50	39	24	② ①以外で、屋根を金属板・石板・木板などの軽い材料でふいた建築物	11	29	15	46	34	18	<p>② 筋かいは、その両端の端部を柱またははりや土台に、ボルト・かすがい・くぎなどの金物で緊結しなければならない。また、いずれか一方の端部は柱とはりまたは土台との仕口部分で緊結しなければならない。</p> <p>③ 筋かいには欠込みをしてはならない。ただし、筋かいをたすき掛けにするために欠込みをする場合には、金物などで補強しなければならない。</p> <p>(f) 構造耐力上必要な軸組 建築物に作用する地震力と風圧力は、それぞれ次のように考えることができる。</p> <p>地震力—建築物の重量と高さ(階数)による。</p> <p>風圧力—建築物の風を受ける面積(見付面積^①)にほぼ比例する。</p> <p>そのため、階数が2以上または延べ面積が50m²を超える木造建築物では、地震力や風圧力に対して安全であるように、各階の張り間方向および桁行方向のそれぞれについて、国土交通大臣が定めた構造方法^③(表3)または国土交通大臣の認定を受けた壁または筋かいを入れた軸組を、国土交通大臣が定める基準^④に従って設置するよう規定されている(令46条1項, 4項)。</p> <p>① 次式によって地震力に対する各階の必要軸組長さを求める(張り間方向と桁行方向ともに同じ値となる。つまり、階ごとに一つの数値が求められる)。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>●単位面積あたりの必要軸組長さ(必要壁量) $L_W = \frac{A_i \cdot C_o \cdot \sum w_i}{0.0196 A_{fi}}$ (2)</p> <p>L_W: 単位面積あたりの必要軸組長さ(必要壁量)[cm/m²] A_i: 建築物の振動特性に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した地震力の高さ方向分布係数 C_o: 0.2(特定行政庁が指定する軟弱地盤地域では0.3) $\sum w_i$: その階が地震時に負担する固定荷重と積載荷重の和[kN] A_{fi}: その階の床面積(その階または上の階に小屋裏物置等を設ける場合は、その階の床面積に小屋裏面積を加えた面積)[m²]</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>●その階の必要軸組長さ = (その階のL_W) × (その階の床面積A_{fi}) (3)</p> </div> <p>② 次式によって風圧力に対する各階の必要軸組長さを、張り間方向と桁行方向のそれぞれについて求める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>●必要軸組長さ = (その階の見付面積) × (区域に応じた表3の数値) (4)</p> </div>
建築物	階の床面積にかける数値 [cm/m ²]																												
	平家建	2階建の1階	2階建の2階	3階建の1階	3階建の2階	3階建の3階																							
① 土蔵造などの重い壁のある建築物および重い材料で屋根をふいた建築物	15	33	21	50	39	24																							
② ①以外で、屋根を金属板・石板・木板などの軽い材料でふいた建築物	11	29	15	46	34	18																							

別添No. 原文

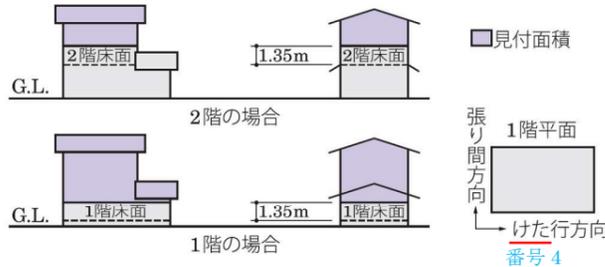
訂正文

番号 11
表 5 単位見付面積あたりに必要な軸組長さ

区域	見付面積にかける数値 [cm/m ²]
① 特定行政庁が指定する強い風が吹く区域	50 を超え 75 以下で特定行政庁が定める数値
② ①以外の区域	50

ここで見付面積は、図 9 に示した部分をいう。

- ③ ①と②で求めた各階の張り間方向とけた行方向の必要軸組長さのうち大きいほうを、その階のその方向の必要軸組長さとする。
- ④ 各階の張り間方向とけた行方向について、「軸組の種類ごとの実長×軸組の種類に応じた表 6 の倍率」の合計を求める。
- ⑤ 各階の張り間方向とけた行方向について、④で求めた軸組長さが③で求めた必要軸組長さ以上であることを確かめる。



(a) 張り間方向軸組算定のためのけた行方向の見付面積
(b) けた行方向軸組算定のための張り間方向の見付面積

図 9 見付面積

番号 9

番号 11
表 6 軸組の種類と倍率¹⁾

軸組の種類	筋かい入り壁				土塗壁	木ずり下地壁	構造用合板壁
	引張り筋かい ²⁾		圧縮筋かい				
	片側	たすき	片側	たすき			
倍率	1.0	2.0	1.5 ³⁾ , 2.0 ⁴⁾ , 3.0 ⁵⁾	3.0 ³⁾ , 4.0 ⁴⁾ , 5.0 ⁵⁾	0.5	0.5 ⁶⁾ , 1.0 ⁷⁾	2.5 ⁸⁾

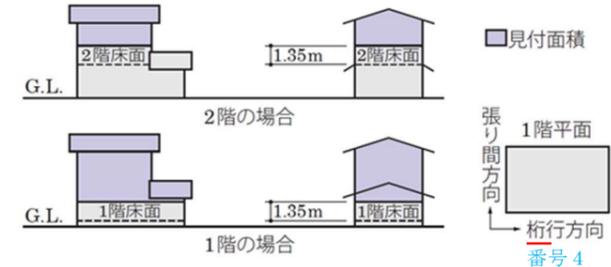
注. 1) その他の軸組の種類と倍率については、昭和 56 年建設省告示 1100 号を参照。
 2) 筋かい断面 木材 15mm × 90mm または 鉄筋 径 9mm 以上
 3) 筋かい断面 木材 30mm × 90mm
 4) 筋かい断面 木材 45mm × 90mm
 5) 筋かい断面 木材 90mm × 90mm
 6) 木ずり打ち 片面
 7) 木ずり打ち 両面
 土塗壁または木ずり下地壁と上記の筋かいを併用した場合は、4) のたすき掛けを除き、それぞれの合計(最大を 5 とする)。
 8) 厚さ 5mm 以上(屋外壁では 7.5mm 以上)、くぎ(N50)間隔 15cm 以下

番号 11
表 3 単位見付面積あたりに必要な軸組長さ

区域	見付面積にかける数値 [cm/m ²]
① 特定行政庁が指定する強い風が吹く区域	50 を超え 75 以下で特定行政庁が定める数値
② ①以外の区域	50

ここで見付面積は、図 9 に示した部分をいう。

- ③ ①と②で求めた各階の張り間方向と桁行方向の必要軸組長さのうち大きいほうを、その階のその方向の必要軸組長さとする。
- ④ 各階の張り間方向と桁行方向について、「軸組の種類ごとの実長×軸組の種類に応じた表 4 の倍率」の合計を求める。このとき、窓まわりなどの垂れ壁・腰壁等についても、国土交通大臣が定める基準¹⁾に適合するものは、準耐力壁として合計に算入することができる。
- ⑤ 各階の張り間方向と桁行方向について、④で求めた軸組長さが③で求めた必要軸組長さ以上であることを確かめる。



(a) 張り間方向軸組算定のための桁行方向の見付面積
(b) 桁行方向軸組算定のための張り間方向の見付面積

図 9 見付面積

挿入, 番号 9

1) 昭和 56 年建設省告示 1100 号

番号 9

番号 11
表 4 軸組の種類と倍率¹⁾

軸組の種類	筋かい入り壁				土塗壁	木ずり下地壁
	引張り筋かい ²⁾		圧縮筋かい			
	片側	たすき	片側	たすき		
倍率 ⁸⁾	1.0	2.0	1.5 ³⁾ , 2.0 ⁴⁾ , 3.0 ⁵⁾	3.0 ³⁾ , 4.0 ⁴⁾ , 5.0 ⁵⁾	0.5	0.5 ⁶⁾ , 1.0 ⁷⁾

注. 1) 昭和 56 年建設省告示 1100 号第 1 第一号(倍率は第 2 第一号)。その他の軸組については同告示第 1・第 2 の他の号を参照。
 2) 筋かい断面 木材 15mm × 90mm または 鉄筋 径 9mm 以上
 3) 筋かい断面 木材 30mm × 90mm
 4) 筋かい断面 木材 45mm × 90mm
 5) 筋かい断面 木材 90mm × 90mm
 6) 木ずり打ち 片面
 7) 木ずり打ち 両面
 土塗壁または木ずり下地壁と上記の筋かいを併用した場合は、それぞれの合計(最大を 7 とする)。
 8) 横架材の上端の相互間の垂直距離が 3.2m を超える場合は低減係数を乗ずる。

別添No.	原 文	訂 正 文																														
5	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="350 304 492 342">適用地域</th> <th data-bbox="492 304 961 342">用途・構造など</th> <th data-bbox="961 304 1228 342">規 模¹⁾</th> <th data-bbox="1228 304 1389 342">工事種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="350 342 492 552">日本の全域</td> <td data-bbox="492 342 961 552"> ① 劇場・映画館・観覧場・集会場・病院・診療所(患者の入院施設があるもの)・ホテル・旅館・寄宿舎・共同住宅・児童福祉施設等・学校・体育館・博物館・美術館・図書館・スケート場・水泳場・スポーツの練習場・マーケット・遊技場・公衆浴場・飲食店・物品販売店舗・自動車車庫・自動車修理工場など²⁾ </td> <td data-bbox="961 342 1228 552">左の用途に用いる部分の床面積の合計が 200 m² を超えるもの</td> <td data-bbox="1228 342 1389 552"> 建築²⁾ 大規模の修繕 大規模の模様替 用途変更³⁾ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 552 492 709" rowspan="2">日本の全域</td> <td data-bbox="492 552 961 646">② 木造建築物</td> <td data-bbox="961 552 1228 646">階数が 3 以上か、または延べ面積が 500 m²、高さ 13 m、軒の高さが 9 m を超えるもの</td> <td data-bbox="1228 552 1389 646" rowspan="2"> 建築 大規模の修繕 大規模の模様替 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="492 646 961 709">③ 木造以外の建築物</td> <td data-bbox="961 646 1228 709">階数が 2 以上か、または延べ面積が 200 m² を超えるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 709 492 888">都市計画区域内・準都市計画区域内・準景観地区内・都道府県知事指定区域内⁴⁾</td> <td colspan="2" data-bbox="492 709 1228 888">④ 上記①、②および③以外の建築物</td> <td data-bbox="1228 709 1389 888">建築</td> </tr> </tbody> </table>	適用地域	用途・構造など	規 模 ¹⁾	工事種別	日本の全域	① 劇場・映画館・観覧場・集会場・病院・診療所(患者の入院施設があるもの)・ホテル・旅館・寄宿舎・共同住宅・児童福祉施設等・学校・体育館・博物館・美術館・図書館・スケート場・水泳場・スポーツの練習場・マーケット・遊技場・公衆浴場・飲食店・物品販売店舗・自動車車庫・自動車修理工場など ²⁾	左の用途に用いる部分の床面積の合計が 200 m ² を超えるもの	建築 ²⁾ 大規模の修繕 大規模の模様替 用途変更 ³⁾	日本の全域	② 木造建築物	階数が 3 以上か、または延べ面積が 500 m ² 、高さ 13 m、軒の高さが 9 m を超えるもの	建築 大規模の修繕 大規模の模様替	③ 木造以外の建築物	階数が 2 以上か、または延べ面積が 200 m ² を超えるもの	都市計画区域内・準都市計画区域内・準景観地区内・都道府県知事指定区域内 ⁴⁾	④ 上記①、②および③以外の建築物		建築	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1685 304 1828 342">適用地域</th> <th data-bbox="1828 304 2540 342">用途・構造・規模¹⁾</th> <th data-bbox="2540 304 2694 342">工事種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1685 342 1828 520">日本の全域</td> <td data-bbox="1828 342 2540 520"> ① 特殊建築物(劇場・映画館・観覧場・集会場・病院・診療所(患者の入院施設があるもの)・ホテル・旅館・寄宿舎・共同住宅・児童福祉施設等・学校・体育館・博物館・美術館・図書館・スケート場・水泳場・スポーツの練習場・マーケット・遊技場・公衆浴場・飲食店・物品販売店舗・自動車車庫・自動車修理工場など²⁾)の用途に用いる部分の床面積の合計が 200 m² を超えるもの </td> <td data-bbox="2540 342 2694 520"> 建築²⁾ 大規模の修繕 大規模の模様替 用途変更³⁾ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1685 520 1828 688" rowspan="2">日本の全域</td> <td data-bbox="1828 520 2540 688">② 上記①の建築物を除く、階数が 2 以上か、または延べ面積が 200 m² を超えるもの</td> <td data-bbox="2540 520 2694 688"> 建築 大規模の修繕 大規模の模様替 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1828 688 2540 867">都市計画区域内・準都市計画区域内・準景観地区内・都道府県知事指定区域内⁴⁾</td> <td data-bbox="2540 688 2694 867"> ③ 上記①および②以外の建築物 </td> <td data-bbox="2540 688 2694 867">建築</td> </tr> </tbody> </table>	適用地域	用途・構造・規模 ¹⁾	工事種別	日本の全域	① 特殊建築物(劇場・映画館・観覧場・集会場・病院・診療所(患者の入院施設があるもの)・ホテル・旅館・寄宿舎・共同住宅・児童福祉施設等・学校・体育館・博物館・美術館・図書館・スケート場・水泳場・スポーツの練習場・マーケット・遊技場・公衆浴場・飲食店・物品販売店舗・自動車車庫・自動車修理工場など ²⁾)の用途に用いる部分の床面積の合計が 200 m ² を超えるもの	建築 ²⁾ 大規模の修繕 大規模の模様替 用途変更 ³⁾	日本の全域	② 上記①の建築物を除く、階数が 2 以上か、または延べ面積が 200 m ² を超えるもの	建築 大規模の修繕 大規模の模様替	都市計画区域内・準都市計画区域内・準景観地区内・都道府県知事指定区域内 ⁴⁾	③ 上記①および②以外の建築物	建築
適用地域	用途・構造など	規 模 ¹⁾	工事種別																													
日本の全域	① 劇場・映画館・観覧場・集会場・病院・診療所(患者の入院施設があるもの)・ホテル・旅館・寄宿舎・共同住宅・児童福祉施設等・学校・体育館・博物館・美術館・図書館・スケート場・水泳場・スポーツの練習場・マーケット・遊技場・公衆浴場・飲食店・物品販売店舗・自動車車庫・自動車修理工場など ²⁾	左の用途に用いる部分の床面積の合計が 200 m ² を超えるもの	建築 ²⁾ 大規模の修繕 大規模の模様替 用途変更 ³⁾																													
日本の全域	② 木造建築物	階数が 3 以上か、または延べ面積が 500 m ² 、高さ 13 m、軒の高さが 9 m を超えるもの	建築 大規模の修繕 大規模の模様替																													
	③ 木造以外の建築物	階数が 2 以上か、または延べ面積が 200 m ² を超えるもの																														
都市計画区域内・準都市計画区域内・準景観地区内・都道府県知事指定区域内 ⁴⁾	④ 上記①、②および③以外の建築物		建築																													
適用地域	用途・構造・規模 ¹⁾	工事種別																														
日本の全域	① 特殊建築物(劇場・映画館・観覧場・集会場・病院・診療所(患者の入院施設があるもの)・ホテル・旅館・寄宿舎・共同住宅・児童福祉施設等・学校・体育館・博物館・美術館・図書館・スケート場・水泳場・スポーツの練習場・マーケット・遊技場・公衆浴場・飲食店・物品販売店舗・自動車車庫・自動車修理工場など ²⁾)の用途に用いる部分の床面積の合計が 200 m ² を超えるもの	建築 ²⁾ 大規模の修繕 大規模の模様替 用途変更 ³⁾																														
日本の全域	② 上記①の建築物を除く、階数が 2 以上か、または延べ面積が 200 m ² を超えるもの	建築 大規模の修繕 大規模の模様替																														
	都市計画区域内・準都市計画区域内・準景観地区内・都道府県知事指定区域内 ⁴⁾	③ 上記①および②以外の建築物	建築																													
6	<p>⑤ 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の通称。番号 35</p> <p>⑥ 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」の通称。</p> <p>3 建築物省エネ法⁵⁾</p> <p>オイルショックなどの社会的な背景のもとに、1979 年に省エネ法⁶⁾が制定され、工場・運輸・建築物など各分野の省エネルギー対策が進められてきた。その後、その内容は、地球温暖化の防止など地球規模の環境問題への対応のために段階的に充実・強化されていたが、2015 年に新たに建築物省エネ法が制定され、2017 年からは、同法に基づき、より強化された建築物の省エネルギー対策が実施されることとなった。</p> <p>削除 建築物省エネ法では、表 2 のように、対象建築物の規模などに応じて、適用される対策と基準が定められている。</p> <p>300 m² 以上の住宅以外の建築物(特定建築物)を建築しようとする建築主は、その建築物を建築物エネルギー消費性能基準(省エネ基準)に適合させなければならない⁷⁾、また、工事着手前に建築物エネルギー消費性能確保計画(省エネ性能確保計画)について、所管行政庁⁸⁾または登録</p> <p>⑦ 建築物省エネ法 11 条</p> <p>⑧ 建築基準法の特定行政庁と同じ。</p> <p>p.195へ移動</p>	<p>⑤ 「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」の通称。番号 35</p> <p>⑥ 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」の通称。</p> <p>3 建築物省エネ法⁵⁾</p> <p>オイルショックなどの社会的な背景のもとに、1979 年に省エネ法⁶⁾が制定され、工場・運輸・建築物など各分野の省エネルギー対策が進められてきた。その後、その内容は、地球温暖化の防止など地球規模の環境問題への対応のために段階的に充実・強化されていたが、2015 年に新たに建築物省エネ法が制定され、同法に基づき、より強化された建築物の省エネルギー対策が実施されることとなった。さらに 2022 年に同法が改正され、2025 年からは住宅・非住宅を問わず原則すべての新築建築物に建築物エネルギー消費性能基準(省エネ基準)への適合が義務づけられるなど、省エネ性能の底上げやより高い省エネ性能への誘導等の措置が講じられた。</p> <p>原則として、建築物の新築や増改築をしようとするすべての建築主は、その建築物を省エネ基準に適合させなければならない⁷⁾、また、工事着手前に建築物エネルギー消費性能確保計画(省エネ性能確保計画)</p> <p>⑦ 建築物省エネ法 10 条</p>																														

別添No. 原文

訂正文

表2 建築物省エネ法に基づく各種制度と対象建築物・建築行為、適用基準の比較

制度	対象建築物・建築行為	申請者	申請先	適用基準
適合義務・適合性判定	特定建築物の新築, 特定建築物の増改築(非住宅の増改築部分が300m ² 以上)	建築主	所管行政庁または登録省エネ判定機関	省エネ基準(基準適合する旨の適合判定通知書がなければ確認済証が交付されない)
届出	300m ² 以上の住宅の新築・増改築	建築主	所管行政庁	省エネ基準(必要と認めるときは, 所管行政庁が指示)
認定表示(基準適合認定)	現に存する建築物 *用途・規模限定なし	所有者	所管行政庁が認定	省エネ基準(基準適合で認定)
性能向上計画認定(誘導基準認定)	新築, 増改築, 修繕・模様替, 設備の設置・改修 *用途・規模限定なし	建築主等	所管行政庁が認定	誘導基準(誘導基準適合で認定)
住宅トップランナー制度	目標年度以降の各年度において, 供給する住宅(全住戸の平均で目標達成)	住宅を供給する事業者 ¹⁾	申請不要(国土交通大臣が報告徴収)	住宅トップランナー基準 ¹⁾ (必要と認めるときは国土交通大臣が勧告できる)

注. 1) 1年間に分譲戸建住宅150戸以上, 注文戸建住宅300戸以上, 賃貸アパート1000戸以上または分譲マンション1000戸以上を供給する事業者。

録建築物エネルギー消費性能判定機関(登録省エネ判定機関)による建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない⁶⁾。この基準適合義務の規定は, 建築基準関係規定とみなされ, 建築確認の対象となる⁶⁾。

300m²以上の住宅⁶⁾を建築しようとする建築主は, その建築物のエネルギー消費性能の確保のための計画を所管行政庁に届け出なければならない⁶⁾。所管行政庁は, その計画が省エネ基準に適合しないときは, 必要に応じ, 指示等を行うことができる。

300m²未満の建築物については, 建築物エネルギー消費性能に適合するよう努力義務が規定されている。

また, 新築等に係る設計を行うさい, 建築士が省エネ基準への適合性について評価を行うとともに, 建築主に対し, その評価の結果について説明しなければならない⁶⁾。

エネルギー消費性能の向上に資する建築物の新築や増改築, 空気調和設備等の設置・改修などの計画(建築物エネルギー消費性能向上計画)が一定の誘導基準に適合している場合, 所管行政庁の認定を受けると, および容積率の特例⁶⁾を受けすることができる⁷⁾。

削除 省エネ基準に適合している建築物については, 所管行政庁の認定を受けてその旨を表示することができる⁶⁾。

¹⁾ 対象事業者が供給する住宅のエネルギー消費性能の向上を誘導するための基準。

²⁾ 建築物省エネ法 12条, 15条

³⁾ 省エネ性能確保計画が省エネ基準に適合する旨の適合判定通知書が提出されないと確認済証を交付することができない。

⁴⁾ 特定建築物とならないもので住宅部分と住宅以外の部分を合計して300m²以上となるものも含む。建築物省エネ法 19条

⁵⁾ 建築物省エネ法 27条

⁶⁾ 省エネ性能向上のための設備の通常の床面積を超える部分を, 延べ面積の10%を上限として不算入。

⁷⁾ 建築物省エネ法 35条

⁸⁾ 建築物省エネ法 36条

表2 建築物省エネ法に基づく各種制度と対象建築物・建築行為、適用基準の比較

制度	対象建築物・建築行為	申請者	申請先	適用基準
適合義務・適合性判定	原則としてすべての建築物の新築・増改築 ¹⁾	建築主	所管行政庁または登録省エネ判定機関	省エネ基準(基準適合する旨の適合判定通知書がなければ確認済証が交付されない)
性能向上計画認定(誘導基準認定)	新築, 増改築, 修繕・模様替, 設備の設置・改修 *用途・規模限定なし	建築主等	所管行政庁が認定	誘導基準(誘導基準適合で認定)
住宅トップランナー制度	目標年度以降の各年度において, 供給する住宅(全住戸の平均で目標達成)	住宅を供給する事業者 ²⁾	申請不要(国土交通大臣が報告徴収)	住宅トップランナー基準 ¹⁾ (必要と認めるときは国土交通大臣が勧告できる)

注. 1) 次のものは対象外となる。①10m²以下の新築・増改築, ②居室を有しないことまたは高い開放性を有することにより空調設備を設ける必要がないもの, ③歴史的建造物, 文化財等, ④応急仮設建築物, 仮設建築物, 仮設興行場等, ⑤増改築の場合における増改築以外の部分。
2) 1年間に分譲戸建住宅150戸以上, 注文戸建住宅300戸以上, 賃貸アパート1000戸以上または分譲マンション1000戸以上を供給する事業者。

について, 所管行政庁²⁾または登録建築物エネルギー消費性能判定機関(登録省エネ判定機関)による建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない⁶⁾。この基準適合義務の規定は, 建築基準関係規定とみなされ, 建築確認の対象となる⁶⁾。

また, 建築主は, 省エネ基準を超える省エネ性能の一層の向上をはかるよう努めることが求められており, 建築士も, 建築物の建築または修繕等に係る設計を行うときは, 省エネ性能の向上に資する事項について建築主に説明するよう努めることが求められる⁶⁾。

エネルギー消費性能の向上に資する建築物の新築や増改築, 空気調和設備等の設置・改修などの計画(建築物エネルギー消費性能向上計画)が一定の誘導基準に適合している場合, 所管行政庁の認定を受け, 誘導基準に適合させるために必要となった部分について容積率の特例⁶⁾を受けすることができる⁷⁾。

以上のほか, 国などの関係機関の責務, 住宅トップランナー制度⁸⁾既存建築物の扱いなどについて定められている。

表2におもな制度と対象建築物, 適用される基準などを, 図3, 図4に建築物と住宅の省エネルギー対策の例を示す。

p.196より移動

¹⁾ 対象事業者が供給する住宅のエネルギー消費性能の向上を誘導するための基準。

²⁾ 建築基準法の特定行政庁と同じ。

³⁾ 建築物省エネ法 11条, 14条

⁴⁾ 省エネ性能確保計画が省エネ基準に適合する旨の適合判定通知書が提出されないと確認済証を交付することができない。

⁵⁾ 建築物省エネ法 6条

⁶⁾ 省エネ性能向上のための設備の通常の床面積を超える部分を, 延べ面積の10%を上限として不算入。

⁷⁾ 建築物省エネ法 35条

⁸⁾ 建築物省エネ法 21条~26条

p.196より移動

p.194より移動

別添No.

原文

訂正文

p.195へ移動

① 建築物省エネ法 28条~33条

p.195へ移動

図3、図4に建築物と住宅の省エネルギー対策の例を示す。
 以上のほか、国などの関係機関の責務、住宅トップランナー制度^①、既存建築物の扱いなどについて定められている。

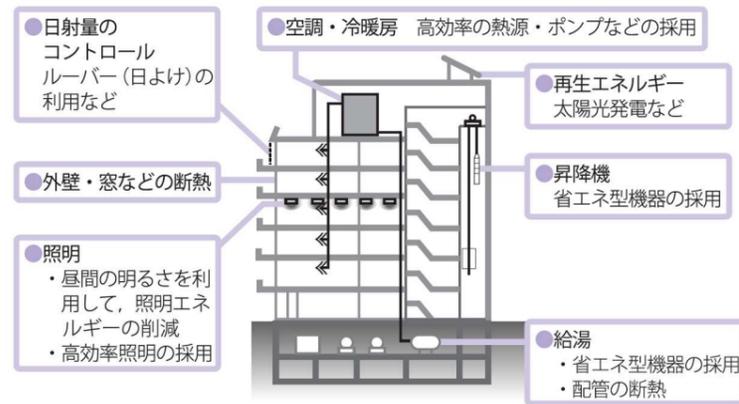


図3 建築物の省エネルギー対策の例

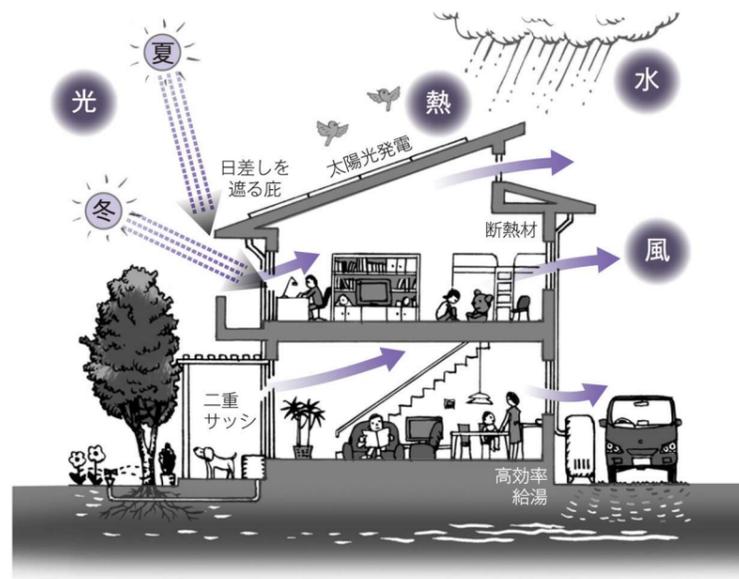


図4 住宅の省エネルギー対策の例

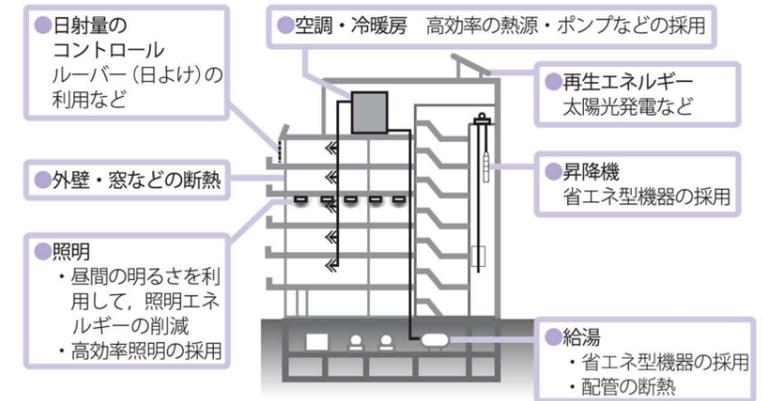


図3 建築物の省エネルギー対策の例

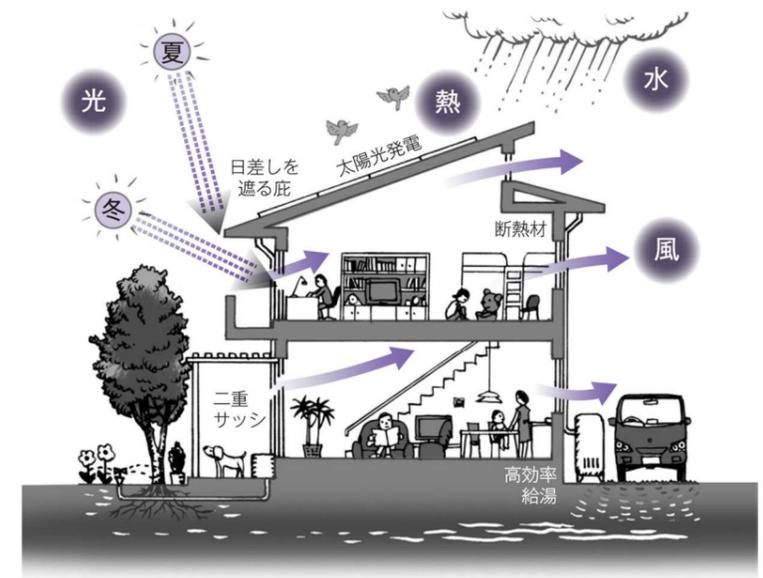


図4 住宅の省エネルギー対策の例

6 続き